

事前評価調書

I 事業概要							
事業名	農業農村整備事業（緊急農地防災事業）						
地区名	おおむらひがし ² ま ² ち ² く 大村東2期地区						
事業箇所	とよはし おおむら 豊橋市大村町						
事業のあらまし	<p>本地区は、豊橋市の北部に位置し、一級河川豊川と豊川放水路に挟まれた流域面積 55.1ha の農業地域であり、流域内には民家なども散在する地域である。本地域の雨水等の排水は、為金樋管及び小見堂樋管により豊川へ自然排水されているが、流域開発による流出量の増加や排水先の河川水位の上昇により、豪雨時にはしばしば農地や農業用施設だけではなく民家などにも湛水被害が発生する状況となっている。</p> <p>このため、排水機場を新設することで湛水被害を防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p>						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>排水機場を新設し、農地・農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。 （基準雨量：325 mm/3 日、1/20 年確率雨量）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>						
事業費	事業費		内訳				
	5.6 億円		■工事費 4.7 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.8 億円				
事業期間	採択予定年度	2026 年度	着工予定年度	2026 年度	完成予定年度	2029 年度	
事業内容	排水機場 1 箇所 ・為金排水機場（φ500×1 台）						
II 評価							
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区は降雨時においても自然排水しかなく、地区内開発に伴う流出量の増加や、排水河川の水位の上昇などにより、大雨による湛水被害のおそれが高まっている。</p> <p>このため、排水機場を新設することで地域の湛水被害を未然に防止する必要がある。</p> <p>なお、本地区は、「新たな土地改良の効果算定マニュアル（2015 年 9 月農林水産省農村振興局整備部監修）」に基づき算定した B/C が 2.72 であり、1.0 を超えている。</p>					
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>排水機場を新設することにより排水能力を向上し、湛水被害を未然に防止する必要があるため。</p>				
②事業の実効性	1) 事業計画		2026	2027	2028	2029	計
	工種区分	調査・設計	←————→				
		用地補償	←————→				
工事							
・機場工		←————→					
	・機械類工			←————→			
	事業費(億円)	5.6				5.6	
	2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく事業であり、地元の合意形成は図られている。					

判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】	地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。
Ⅲ 対応方針		
事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>事業後の湛水被害の有無を確認</p> <p>※事業完了後5年以内に計画規模と同様の降雨が発生した場合、その降雨により評価する。事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。</p>		